

# 自動継続外貨定期預金規定

令和元年 10 月 1 日現在

## 1. 自動継続と預金の支払時期

- (1) この預金は、表面記載の満期日に同一通貨およびあらかじめ指定された期間（以下、「預入期間」といいます。）の外貨定期預金に自動継続します。  
この場合、継続後の満期日は、継続前の満期日の「預入期間」後の応当日（以下、「この応当日」といいます。）とします。また、継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭表示の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をした場合はその満期日）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 為替予約を締結いただいた場合には、自動継続を行わず、満期日に自動解約となります。

## 2. 満期日

- (1) 前記第 1 条第 1 項の場合で、この応当日が当金庫休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日が翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。
- (2) 継続前の満期日がその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前記第 1 項にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。

## 3. 利息

- (1) この預金の利息は、表面記載の期間・利率により、付利単位を 1 補助通貨単位として計算します。また、自動継続後の預金利息は継続の都度、継続時の当金庫の店頭表示の利率により継続後の預入期間に従い計算し、あらかじめ指定された方法によりお取り扱い致します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) 満期日前の解約は原則としてできません。当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の満期日）から解約日の前日までの期間について、解約日における当金庫の店頭表示の外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

## 4. 相場・手数料

- (1) この預金の払戻しに際し、表面記載と異なる幣種（本邦通貨）にて支払う場合には、払戻日における当金庫の電信買相場（TTB）により換算します。
- (2) 表面記載の幣種にて支払う場合には、当金庫の店頭に備え付けの「ぎふしん 手数料のご案内」に記載の手料をいただきます。

## 5. 外国通貨現金による払戻し

この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により、払戻日における当金庫の電信買相場（TTB）により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

## 6. 為替予約

この預金を満期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める先物外国為替取引規定（外貨定期預金用）によります。なお、満期日の為替予約を締結した場合には証書表面の予約番号欄にその番号を記載します。

## 7. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

## 8. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

す。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

## 9. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、解約する外貨定期預金証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。この場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、解約日における当金庫の店頭表示の外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ① 預金者が預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

## 10. 届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) 外貨定期預金証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 外貨定期預金証書または印章を失った場合の当該預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 11. 印鑑照合等

外貨定期預金証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 12. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 13. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。また、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は届出印を押印して直ちに当金庫に提出して下さい。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、当該契約者の保証債務から相殺するものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、

担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当金庫の計算実行時のこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率を適用します。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 14. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 15. 準拠法、裁判管轄権

- (1) この預金取引の準拠法は日本法とします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当金庫本支店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上